

第1回 宮崎県都市計画審議会専門委員会

日時：令和5年12月11日（月）

13：30～14：10

場所：県庁5号館2階521号室

午後 1 時 30 分開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、第 1 回宮崎県都市計画審議会専門委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課課長補佐の岡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料は、A4 判で会次第、配席図、資料 1 といたしまして、見出しに「宮崎県都市計画審議会専門委員会について」と書かれたもの。資料 2 といたしまして、「宮崎県都市計画審議会専門委員会会則と委員名簿」が両面となったもの。資料 3 といたしまして、「準都市計画区域の指定に関する検討について」と書かれたもの。資料 4 といたしまして、「調査・検討の範囲について」と書かれたもの。このほか、青色のドッチファイルに、県の都市計画に関する基本方針など、委員会に関する資料をとじ込んだものをお配りしております。こちらは各委員専用として準備したものでございますので、自由に御記入いただいて結構です。また、持ち帰れない場合は、事務局にて保管し、次回委員会の際にお持ちいたします。

なお、参考資料といたしまして、都市計画審議会関係法令等をとじ込んだ黄色のファイルもお配りしております。こちらは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、都市計画課長の黒木が御挨拶申し上げます。

○黒木都市計画課長 都市計画課の黒木でございます。

委員の皆様方については、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から県政の推進に際しまして、御理解、御協力をいただきまして、心よりお礼申し上げます。

さて、本年 3 月、東九州自動車道清武南―日南北郷間が開通したところですが、この区間と並行する国道と県道を合わせた 3 路線のうち、約 6 割が高速道路を利用しているようです。今回の開通により、産業や観光はもとより、県民生活においてもさらに利便性が向上したわけですが、心配されるのがインターチェンジ周辺での無秩序な開発です。

そこで県では、清武南インターチェンジ周辺における準都市計画区域の指定の必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。本日の第 1 回委員会では、準都市計画区域の概要、指定の検討方針について御議論いただくこととしておりますが、委員の皆様

方におかれましては、それぞれの専門的な立場から忌憚のない意見を頂きますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくようお願いいたします。

○事務局 本日は、第1回目の専門委員会でございますので、まず、御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、都市計画分野の専門委員として、宮崎大学工学教育研究部 准教授・嶋本寛委員でございます。

○嶋本委員 嶋本です。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、環境分野の専門委員として、環境保全アドバイザー・相馬美佐子委員でございます。

○相馬委員 子どもたちに自然体験教育のアドバイザーとして、講師としてやっております。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、法律分野の専門委員として、弁護士・戸高雅志委員でございます。

○戸高委員 戸高です。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、農業分野の専門委員として、宮崎県農業会議専務理事兼事務局長・外山直一委員でございます。

○外山委員 外山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、建築分野の専門委員として、都城工業高等専門学校建築学科准教授・中村裕文委員でございます。

○中村委員 建築のほうの都市計画を担当しております中村裕文と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、地域経済分野の専門委員として、宮崎大学地域創成学部 副学部長 教授・根岸裕孝委員でございます。

○根岸委員 よろしく申し上げます。

○事務局 なお、根岸委員は、本日、用務の関係で14時20分頃に途中退席となります。

また、防災分野の専門委員として、宮崎大学副学長 教授・村上啓介委員でございます。

○村上委員 よろしく申し上げます。

○事務局 本日は、オンラインを含めまして7名の専門委員の皆様全員に御出席を賜っております。皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、委員の皆様の上に委嘱状をお配りしております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、委員長の選出を行います。

当委員会の委員長は、会則第4条第2項の規定によりまして、委員の互選により選出することとなっております。どなたか御推薦などはございませんか。

○村上委員 私のほうから、専門分野に近い嶋本委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○事務局 ただいま村上委員から、嶋本委員を委員長に推薦する御意見がありました。皆様からも御異議なしということでございましたが、嶋本委員、いかがでしょうか。

○嶋本委員 承知いたしました。

○事務局 それでは、嶋本委員を当委員会の委員長に決定させていただきます。嶋本委員は委員長席へお移りください。

(嶋本委員、委員長席へ移動)

○事務局 それでは、ここで、委員長に一言御挨拶をいただきます。嶋本委員長、よろしくお願いたします。

○嶋本委員長 推薦していただきました宮崎大学の嶋本と申します。先ほど課長からもありましたように、この委員会では、東九州道の延伸に伴って清武南インターチェンジ付近をどうするかということだと聞いております。もちろん都市が発展するという観点も大事だと思いますけれども、一方で、環境を保全するという観点も大事だと思いますので、皆様の専門的な立場からいろいろ御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

次に、会則第4条第4項の規定によりまして、委員長に職務代理者の指名をお願いしたいと思います。嶋本委員長、よろしくお願いいたします。

○嶋本委員長 それでは、中村委員をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○中村委員 (うなづく)

○事務局 それでは、中村委員に職務代理者ということでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事の進行は、会則第4条第1項の規定によりまして、委員長をお願いしたいと存じます。嶋本委員長、よろしくお願いいたします。

○嶋本委員長 では、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から、本日の委員会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の古賀と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事について御説明いたします。お手元にございます会議次第を御覧ください。

本日の議事は、(1)「宮崎県都市計画審議会専門委員会について」、(2)「準都市計画区域の指定に関する検討について」の2件でございます。

議事の内容につきまして、それぞれ事務局より御説明をさせていただき、その後、委員の皆様から御意見などを頂きたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○嶋本委員長 委員の皆様、今の事務局からの説明のとおり進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○嶋本委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事の1つ目である「宮崎県都市計画審議会専門委員会について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本委員会の位置づけや設置の目的について、御説明いたします。

お手元の資料1「宮崎県都市計画審議会専門委員会について」を御覧ください。また、資料2「宮崎県都市計画審議会専門委員会会則」も併せて御参照ください。

まず、資料1の「1 専門委員会について」です。

本県が行います都市計画につきましては、都市計画法の規定に基づき、宮崎県都市計画審議会の審議を経ることとされております。

本県の審議会は、「宮崎県都市計画審議会条例」に基づき、委員の委嘱などの組織に関することや会議の運営を行っているところですが、条例では、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができるとされております。その専門委員で組織されるのが、本委員会となります。

続きまして、「2 専門委員会設置の目的」です。

専門委員会の所掌事務につきましては、会則の第2条におきまして、「(1) 都市計画に関する基本方針の素案の策定に関すること」、「(2) 都市計画区域マスタープランの素案の策定に関すること」、「(3) その他、審議会の会長が指示する事項」の調査・検討と、その

調査検討した事項について審議会に報告するとなっております。

今回は、本年7月に開催しました都市計画審議会におきまして、「準都市計画区域」指定の要否に関して検討する旨を報告したところ、審議会の会長より、専門委員会を設置して調査検討するよう御指示があったことから、準都市計画区域の指定の要否に関する検討に関して、専門的立場から御意見を伺うため、専門委員会を設置するものであります。

説明は以上となります。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問や御意見等はありませんでしょうか。

A 委員からも特にございませんでしょうか。

○**A 委員** 私からは特にございません。

○**嶋本委員長** 分かりました。ありがとうございます。

特に御意見等はないようですので、議事の2つ目に移りたいと思います。もし何か言い忘れたことがあれば、後でも質問していただければ結構かと思えます。

では、議事の2つ目ですけれども、「準都市計画区域の指定に関する検討について」、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の佐藤です。

「準都市計画区域の指定に関する検討について」、御説明します。資料は、資料3の1ページから6ページになっております。

初めに、準都市計画区域について御説明します。

都市計画法第5条の2では、都道府県は都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物等の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、右のイメージ図に示すとおり、準都市計画区域として指定することができるとされております。

都市計画区域は都市として一体的に整備、開発及び保全する区域であり、都市計画区域内では、土地利用の規制、誘導や道路・公園・下水道といった都市施設の決定、土地区画整理事業の施行が可能となります。

一方、準都市計画区域は、都市計画区域外にあり、都市として積極的な整備・開発は行

わず、土地利用の整序及び環境の保全を行う区域であるため、準都市計画区域内では、土地利用の規制、誘導のみが可能であり、都市施設や市街地開発事業、地区計画を定めることはできません。

次に、準都市計画区域の土地利用規制について御説明します。

都市計画法に基づく開発許可制度において、一定規模以上の開発行為をしようとする場合、知事の許可を受けなければならないとされています。

都市計画区域外においては、1万平方メートル以上の開発行為について許可が必要となっておりますが、準都市計画区域に指定することで、3,000平方メートル以上の開発行為について許可が必要となります。

建築基準法においては規制の一部の御説明となりますが、準都市計画区域に指定することで、建築物を建築しようとする場合に、建築確認申請の手続が必要となり、容積率、建ぺい率、接道の要件を満たす必要があります。また、床面積の合計が1万平方メートルを超える大規模集客施設を建築することはできません。

これらの規制がかかることにより、無秩序な土地利用や乱開発を抑制し、良好な都市環境を保全する効果が期待されます。

次に、準都市計画区域に関する法改正の沿革について御説明します。

準都市計画区域は、平成12年の都市計画法の一部改正において、都市計画法の規制が及ばない都市計画区域外の無秩序な土地利用を抑制し、良好な環境を保全することを目的として、市町村を指定権者として創設されました。

その後、大規模集客施設が広い地域から多くの人々を集めることにより、立地場所周辺の環境や広域的な都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、平成18年にまちづくりに関わる3つの法律が改正されました。そのうちのひとつである都市計画法の改正で、準都市計画区域が、農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定ができるように緩和されたことを受け、指定権者が都道府県に変更されました。

そのため、本県の都市計画に関する基本方針では、「都市計画区域外に隣接・近接して既に都市的土地利用の進んでいる地区については、準都市計画区域の指定等を検討する」と示しており、都市計画区域マスタープランでは、「都市計画区域外の道路網の整備などを背景として、市街化が進行し、用途の混在、居住環境の悪化、土地利用の混乱が懸念される場合には、他法令や関係市町村との調整を図った上で、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置として準都市計画区域の指定等を検討する」と示しております。

それではここで、本県における準都市計画区域の検討状況について御説明いたします。

平成 18 年の都市計画法の改正以降、県では、平成 19 年に準都市計画区域の候補地の調査を実施し、インターチェンジ周辺を中心に候補地を選定しております。

平成 23 年には候補地の指定図案を作成し、関係市・町に対して意向を伺ったところですが、その時点では指定を希望する自治体はなく、指定までは至っていません。その後は、毎年度、関係市・町に対して、準都市計画区域の指定の意向確認や現状把握を行ってまいりました。

そのような中、昨年度、宮崎市より、東九州自動車道清武南一日南北郷間の開通を機に、清武南インターチェンジ周辺の利便性がさらに向上するため、準都市計画区域の指定について検討したいとの意向が示されました。

県としましても、清武南インターチェンジ周辺において、都市的な開発が見込まれる区域や、インターチェンジアクセス道路沿いなどにおける大規模集客施設の立地ポテンシャルの高い区域を選定し、現状把握のための都市計画基礎調査を実施した上で、宮崎市と十分に連携を図りながら、準都市計画区域の指定の必要性について検討を進めていきたいと考えております。

スライドには調査・検討範囲を示しております。こちらは、別途、資料 4 として拡大したものを御準備しております。必要に応じて御覧ください。

当該地周辺の都市計画指定状況や他のインターチェンジ周辺の開発実績を踏まえ、今回の調査・検討範囲は、清武南インターチェンジから約 2 キロメートル圏内としております。

続きまして、検討の進め方について御説明します。

専門委員会では、清武南インターチェンジ周辺の現状把握のための都市計画基礎調査の結果や、県の関係部局で構成する検討会での他法令との調整の結果を踏まえ、各関係法令による規制状況や、人口の動向、土地利用状況から、準都市計画区域指定の必要性について御意見を頂きたいと考えております。

なお、これらの検討状況については、都市計画審議会に御報告することとしております。

最後に、検討スケジュールを御説明いたします。

7 月に開催しました第 153 回宮崎県都市計画審議会において、市の意向を受け、県としても検討を進めていきたい旨を報告し、審議会会長より、審議会の下部組織である専門委員会にて検討するよう指示を受けております。

また、10 月に第 1 回目の県関係部局による検討会を開催し、次回の開催時までには実施す

る他法令との調整内容について、確認を行ったところであります。

次回、第2回目の専門委員会では、他法令の規制状況や現状把握のための都市計画基礎調査の進捗について、第3回目の専門委員会では、準都市計画区域指定の要否の判断について御説明し、皆様に御意見を頂きたいと考えております。

また、準都市計画区域指定の要否の判断については、令和6年7月の都市計画審議会におきまして、御報告させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明について、会場の皆様から御質問や御意見等はございませんでしょうか。

○**OB 委員** 説明ありがとうございます。今回、準都市計画区域の設定について検討するというところで、清武南インターチェンジのところの説明があったかと思います。清武南インターチェンジのところ、高速道路がここから日南方面にかけて無料区間となることは非常に大きいところがございます。この高速道路ができたことによって、日南市と宮崎市の市役所間の時間距離が20分ほど短くなったということを先ほど見ましたが、日南の方々がこの高速道路を使われて宮崎市に通勤するとか、宮崎の方々が日南に移動するときにはこの高速道路を使うとか、高速道路ができたことによって、宮崎市と日南市の時間距離が非常に短くなったと実感しています。そしてまた、これが無料であることも大きくて、清武南インターチェンジで降りて宮崎市内に入る、通勤に使われるといったケースが多いのではないかと感じております。

そうした中で、この開発の可能性というのは、まさにこの高速道路ができたことによって、さらにまたこの高速道路は油津、そして串間へと延伸をしていく。その高速道路を利用するための無料区間のスタートのところであることから、この開発可能性はまたこれから高くなる可能性があるのではないかと思います。

そういったことを考えると、都市計画区域の狭間の部分がぽかっと抜けている。ここを準都市計画制度を使って網をかけていくことに関しては、妥当ではないかと感じる場所でもあります。

まさに高速道路というものが地域経済を大きく変えていく、人・物の流れを変えていくわけですが、それと同時に、こういった開発に関する可能性というものを、十分全体との調和を踏まえて適切にコントロールしていくことは重要なことですので、

準都市計画制度を使った清武南インターチェンジ周辺の規制というのは、望ましいといえますか、しっかりやっていくところだと感じております。

以上です。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。事務局から特に回答なしでよろしいですか。

○**事務局** 貴重な御意見をありがとうございます。まさに委員のおっしゃるとおり、経済が大きく動き出すタイミングということで、逆にそれがこの周辺の乱開発につながるのではということで、今回、検討に至ったところでございます。

以上です。

○**嶋本委員長** ありがとうございます。そのほか、御意見、御質問等ございますか。

○**OC委員** 一点、質問をさせていただきます。

今回の準都市計画区域の指定に当たりまして、当該区域、清武南インターチェンジを中心とした範囲内での都市開発の現状とか、もし把握されているものがございましたら、お教えてください。

○**事務局** 具体的な開発の内容については、今説明したように、都市計画基礎調査の中で押さえていきますが、インターチェンジの周辺がおおむね森林のエリアということで、今我々が把握しているのは、太陽光発電に伴う林地開発とか、以前から土取り場として使われているエリアといったものが点在しております。

それから、インターチェンジから少し離れますけれども、清武から都城方面に向かう国道沿い、沓掛地区は随分宅地化が進んでいるといった状況です。

それから、清武の街中に近い今泉地区というところ、スクリーンに出している図面でいくと、宮崎広域都市計画区域のへりになるところ、ちょうど区域の境目辺りですが、この辺りも以前から住宅地であったり、自治体のほうで工業団地をつくっているところですよ。

特に高速道路が開通する前後について、林地、それから農地の開発とか農地転用、こういったことを今、関係部局にも照会をかけて調べているところです。この辺りが清武南インターチェンジの全面開通前後、もう少しさかのぼれば、そもそもインターチェンジが北側だけ開通したときとどう差が出ているのかといったところを今後押さえていきたいと考えております。

以上です。

○**OC委員** ありがとうございます。

○**嶋本委員長** そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○**OA 委員** 一点だけ、簡単なことを教えてもらいたいのですが、今回の準都市計画区域の指定は、この場所以外に県内で指定されている場所が既にあるのかということと、その効果みたいなものが何かあれば、教えていただけないでしょうか。

○**嶋本委員長** では、事務局のほう、お願いいたします。

○**事務局** まず、県内で準都市計画区域を指定しているところがあるのかということですが、県内では、準都市計画区域の指定地はございません。今回が初めての指定の検討エリアになります。県内で指定地がないので、どういう効果があったのかというところは回答できないのですが、一般に期待される効果としては、既存の都市計画区域が隣接しているということで、そちらでの都市計画法制度に基づいた都市化とかまちづくりに対して、邪魔をしないといいますか、結局、都市計画区域の外側ということで、この場所できくと郊外よりもさらに外側になりますが、都市から離れたところで住宅地や大規模な商業施設ができることで新たな都市ができてしまうと。そうすると、既存の都市自体がにぎわいを失っていくとか、人が出ていってしまうといったような悪影響があるということで、それに対して一定の抑制効果を期待するというのが、準都市計画区域で期待する効果なのかなと考えております。

以上です。

○**OA 委員** よく理解できました。ありがとうございました。

○**嶋本委員長** そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

私から一点、基本的なことかもしれませんが、教えていただきたいのですが、3枚目のスライドで、準都市計画区域では土地利用の規制、誘導のみということで、それ以外のことはできないとなっています。都市計画区域ではそういったことはできると書いていますが、これを質問する理由としては、この地図を見ると、2つの都市計画区域が隣接しているので、準都市計画区域ではなくて都市計画区域の拡大でもよいのではないかと思ったのですが、例えば都市計画区域を指定しながら土地利用の規制だけを指定するとか、市街化調整区域に指定することもできるかと思いますが、それは間違いないですか。

○**事務局** 委員長がおっしゃるとおり、宮崎広域都市計画区域、これはいわゆる線引き都市計画、市街化区域と市街化調整区域に区分された都市計画区域になります。左側に田野都市計画ということで、場所的にこの2つに隣接しているということで、これらのどちらかを広げるといった方法もあります。

都市計画区域というのは、スライドの3枚目にありますとおり、積極的に市街地と呼ば

れるところの都市化を図っていく。宮崎広域であれば、線引きですので、市街化区域の都市化を図っていくために、都市計画区域内の残りの部分、市街化調整区域は開発抑制がかなり厳しくなっているという制度。それから、田野都市計画区域のほうは、非線引き都市計画ということで、用途地域か用途無指定地かということで、基本的には、用途地域内の市街化、都市的な土地利用を誘導していきながら、用途無指定地については、農地法なり森林法なりでそれぞれの環境を保全していくというやり方ですので、開発に関しては、線引き都市計画の市街化調整区域よりも非線引きの用途無指定地のほうが緩くなるといったところですよ。

例えば宮崎広域都市計画区域を拡大して清武南インターチェンジまで広げるという方法も検討の一つなのかなと思いますが、説明したとおり、広げれば、市街化区域を入れない限りは市街化調整区域になるということだからかなり厳しめです。開発許可制度も含めてかなり厳しい制限がかかっていくということで、準都市計画区域指定の場合も一緒ですけども、既存の土地利用をされている方々に対して、今までになかった法規制をかけるということで、市街化調整区域だと少し行き過ぎとは言いませんが、かなり厳し過ぎるのかなというところ。

一方で、田野都市計画区域を広げるという方法で、用途白地の地域に入れていく方法もあります。準都市計画区域というのは、用途地域を指定しなければ、通常の都市計画区域の用途白地と同じ程度の規制に入っていくことにはなりますが、清武南インターチェンジ周辺について、今後、行政側として積極的な都市化を図っていくつもりではないといったところで、通常の都市計画区域とそうでないエリアと色分けをしていきたいということで、基本的には、まず準都市計画区域の指定について検討するというところでスタートしております。

それぞれ田野と宮崎と、近郊に都市部がありますので、インターチェンジができたからといってわざわざこの辺りを開発するという立場ではないということで、準都市計画区域の指定について検討したいということで今回検討することになったところですよ。

以上です。

○嶋本委員長 要は、準都市計画区域が制限のレベルとしては適切ではないかということですね。分かりました。

そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。全体的なことでも結構ですが、よろしいですか。

○D 委員 ざっと地図を見て、先ほど森林が多いと言われたので、インターチェンジを中心に1キロ、2キロということで考えると、今までの都市計画区域になったような場所とはちょっと違うのかなと感じていますが、それをみんなで検討しながら考えていくということではよろしいのでしょうか。

○事務局 今回は清武南インターチェンジが中心ということで、たまたま周りが森林に囲まれているエリアということで検討地にはなっています。準都市計画区域自体は積極的な都市化を図らない。一方で、森林ということで森林法とか、あるいは農地については農地法、農振法といった他法令でのそれぞれの地域を保全するための法律はありますが、それぞれは要件さえ満たせば許可が出てしまうといったところで、仮に許可が出たときに、極端な話、どういった目的の建物でも建てられるというのが今の現状ですので、それに都市計画法の制度を入れることで、仮に林地開発なり農地転用なり許可が出るにしても、ある程度建物の用途についてはコントロールをかけていくというのが、今回の準都市計画区域の検討ということですので、そういった視点で御意見をいろいろいただければと考えております。

以上です。

○D 委員 乳岩のそばに荒平山森林公園というのがあると思います。その辺を次の調査のときはどこにあるのかを、「清武南IC」の字の下ぐらいになると思いますが、そういうところも地図に明記していただければと思います。

○事務局 今、県庁内の関係部局で構成します検討会のほうで、D 委員からもありました公園も含めて、既存の他法令による指定とか公園とか、そういったところの洗い出しをさせていただいておりますので、次回の委員会では、その辺りをきちっと地図上にお示しして御意見をいただければと考えております。

以上です。

○嶋本委員長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、ないようでしたら、本日の議事はこれにて終了したいと思います。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 嶋本委員長、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、今後、事務局で準都市計画区域の指定について検討を進めてまいりますので、引き続き御指

導をよろしく願いいたします。

最後に、次回の専門委員会についてでございますが、来年2月ごろの開催を予定しております。後日、日程調整のメールを送付させていただきますので、御回答いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第1回宮崎県都市計画審議会専門委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後2時10分閉会